



令和6年度
中野区指導検査 集団指導

日時 5月17日(金)15時～17時
まもなく開始致します

中野区子ども教育部保育園・幼稚園課
認可・指導検査係

令和6年度認可保育所の指導検査 【概要】

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課
認可・指導検査係

令和6年5月17日(金)

1-1 指導検査の目指すところ

☆子どものため

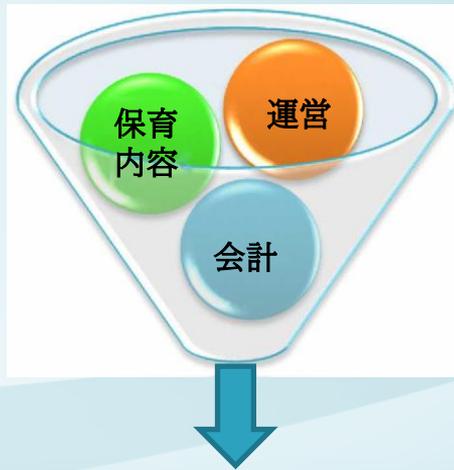
・・・保育の質の向上

☆保護者のため

・・・安心・安全の確保

☆園及び職員のため

・・・リスクマネジメント



保育の質
確保
向上

1-2 指導検査の目的

民間認可保育所の数
2010年度(14年前)14施設



2024年度 86施設

各関係法令に照らし適正に
実施されているかどうかを
個別具体的につまびらかに

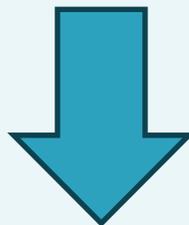


児童福祉行政の適正かつ
円滑な実施を確保

各種法令・条例などに照らして、安全の確保と保育の質の向上のための指導検査の取組みが一層重要となっている。

1-3 指導検査の目的

保育の質の向上



児童福祉法等や子ども・子育て支援法などの法令に照らし、指導検査に係る基準・方針等に対する実施状況等について書類や実地検査等により状況を明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じ、中野区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目指します。

2-1 指導検査の法的根拠

平成27年4月 子ども・子育て支援制度の施行により、子ども・子育て支援法(第14条、第38条)に基づく特定教育・保育施設等を給付対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を中野区が実施することになったため、平成28年から実施しています。

さらに、令和4年度に中野区が児童相談所の設置区になったことから、従前東京都が行っていた児童福祉法に基づく指導検査も中野区に移行し、現在は児童福祉法に基づく指導検査業務も併せて行っています。

2-2 指導検査の法的根拠 子ども・子育て支援法

第14条

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2-3 指導検査の法的根拠 児童福祉法

第45条第1項

都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない

第46条(一部抜粋)

都道府県知事は、前条の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3-1 中野区の指導検査の範囲

- ①中野区が独自又は上乘せして定める内容
- ②施設の利用手続きなどに関する内容
- ③給付費の請求、利用者の負担受領などに関する内容
- ④管理運営に関する内容(規程の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決などに)
- ⑤運営に関する内容
- ⑥設備・人員に関する内容(面積、職員配置など)
- ⑦他法(消防法、労働基準法等)に関する内容
- ⑧社会福祉法人法、経理等通知等に基づく会計基準に関する内容

・・・など、関係法令、国・都からの通知等を適用

3-2 中野区における運営基準等

§「中野区認可保育所指導検査基準」

§「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

§「中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

§「中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

§「中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

§「中野区保育所事業扶助要綱」

§「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導検査実施要綱」 …

以上のような条例・規則を中心に、関係法令や通知など多岐にわたります

4 中野区の認可保育所への 指導形態

指導検査

集団指導(本日)

- ・子ども家庭庁(内閣府)令等の遵守に関する周知
- ・特定教育・保育施設等の設置者を一定の場所に集めて講習会等の方法により行う。

実地指導

- ・それぞれの特定教育・保育施設に対して、適正化の実地確認、書類確認・質問等を行い、必要な場合、子ども家庭庁(内閣府)令の遵守に関して、各種指導を行う。

特別検査

- ・児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、行政処分に相当する違反の疑いがあるなどの場合に実施(実地指導から変更されることもある)。
- ・特別検査結果によっては勧告・命令・確認取消又は効力停止の行政指導・行政処分を行う

5 中野区指導検査の流れ

検査通知送付・・・実地検査およそ1ヶ月前



実地検査当日・・・ 基本的には保育が行われている施設にて
備え付け帳簿等資料の確認並びに担当者との質疑応答等を行う。

↓ ※検査後の資料提出等は実地検査当日に区から依頼したもののみ

実地検査当日の結果通知の送付
・・・実地検査後30日がめやす



改善報告書の区への送付・・・結果通知受け取りから30日

6 指導検査結果の公表

(1)指導検査結果公表の方法・・・中野区ホームページ

(2)公表の目的

ア)保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得るため

イ)保育園入所の際の情報収集等により、区民からの「指導検査結果・改善の状況」についての問合せ増加

(3)公表方法及び時期

ア)現在、過去3年間分を中野区ホームページに掲載

イ)今後も検査実施翌年度の7月までに公表予定

ウ)ホームページに掲載する際には、1年度分の結果を表にまとめ掲載

7 施設調査書の提出について

- ・『施設調査書』は、全施設を対象に提出依頼
- ・子ども家庭庁(内閣府)及び厚生労働省からは原則としては、地方公共団体における保育施設等に対して、年1回以上の実地検査を求められている。
- ・中野区は、前年度の検査状況に応じて、現在1年から2年に1度の指導検査を実施している。
- ・施設調査書が提出されていない施設は、実地検査の実施が必要と判断される要件となる。

8-1 施設調査書及び添付書類の提出について

(1) 提出の依頼

5月末ごろ

(2) 依頼方法

依頼文と調査書を電子メールで各施設あてに一斉送信(予定)

(3) 提出期限

6月末日

(4) 提出方法

メールに添付にて返信。また、サイズが大きく難しい場合はクラウドアップロードで対応しますので個別にご連絡ください。

それではこれから
運営・保育・会計の各担当から
ご説明致します。

※時間の関係で、本日、質疑応答の時間は設けませんので、質問は後日メールで下記担当までお送りください。

担当：子ども教育部保育園・幼稚園課 認可・指導検査係
電話：03-3228-8753(直通)
メールアドレス：ninkasidoukensa0@city.tokyo-nakano.lg.jp

つづいて「運営」の説明が始まります。

少々お待ちください